

## 複利貯蓄定期預金規定

### 1. (自動継続)

- (1) この預金は、証書記載の満期日に前回と同一の期間の複利貯蓄定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。ただし継続の回数は9回を限度とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当組合所定の利率とします。
- (3) 継続を停止するときは、満期（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申し出て下さい。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

### 2. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および証書記載の利率（継続後の預金については上記1項2号の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって1ヵ月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または、満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。ただし利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当組合所定の支払請求書に届出の印章により記名押印してこの証書とともに提出してください。
- (2) 継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または、書替継続日における普通預金の利率により計算します。
- (3) この預金を定期預金共通規定第4条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および表面に記載された預入期間に応じた利率によって1ヵ月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。
- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

### 3. (預金の解約、書替継続)

この預金を解約または書替継続するときは、証書の受取欄に届出の印章により記名押印して当店に提出してください。

この他、「定期預金共通規定」を参照ください。

以上